

公共交通事業者物価高騰対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度の趣旨に則り、地域公共交通事業者物価高騰に対する影響緩和を図ることを目的として、予算の範囲内において公共交通事業者物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者等)

第2条 この要綱による補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる者のうち、東大阪市内(以下「市内」という。)に営業所を有するものとする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者。

(2) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）に対しては、本要綱に基づく補助金は交付しない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員

(3) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

3 市長は、必要があると認めるときは、次条に規定する申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長に意見を聴くことができる。

4 補助金の対象となる車両（以下「対象車両」という。）は、市内に所在する営業所に配置され、自動車検査証又は自動車検査証記録事項に記載された使用の本拠の位置が市内であり、対象タイヤの購入時及び補助金の交付申請時において、現に第1項各号に規定する事業の用に供されている車両とする(定期観光運送のみを行うもの及び道路運送法施行規則第10条第1項の各号に定める運賃を徴して運行するものを除く)。

5 補助金の対象となるタイヤ（以下「対象タイヤ」という。）は、対象車両に使用するために購入したものであって、令和8年7月1日から同年12月31日までの間に、購入、納品及び支払いの全てが完了したものとする。

6 対象車両は、バスにあっては令和11年3月31日まで、タクシーにあっては令和9年3月31日までの間は、それぞれ第4項の要件を満たすものとする。

7 対象車両が、前項の要件に該当しなくなった場合、補助金の交付を受けた者は、その事実が発生した後、速やかに市長に報告しなければならない。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和9年1月4日から同月29日までの間に、原則として電子申請システムを利用し、市長にその申請をするものとする。

- （1）対象車両及び対象タイヤ一覧表（様式第2号）
- （2）対象車両に係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し
- （3）バス又はタクシーの営業にかかる運輸局からの許可や認可等の書類の写し
- （4）対象タイヤの購入、納品及び支払いを確認することができる領収書、納品書その他の書類
- （5）誓約・同意書（様式第3号）
- （6）その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1事業者につき1回限りとし、複数の対象車両及び対象タイヤについて申請する場合は、一括して申請するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請の内容に不備があると認めるときは、申請者に対し、期限を定めて補正を求めることができる。

（補助金の額）

第4条 タイヤ1本当たりの補助金の額は、対象タイヤの購入代金から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、バスにあっては22,000円、タクシーにあっては8,000円を上限額とする。

2 対象車両1台当たりの対象タイヤの本数は、当該車種1台あたりのタイヤの総数（スペアタイヤを除く）を上限とする。

3 対象タイヤ1本当たりの補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の対象となる費用は、対象タイヤの購入代金のみとし、ホイール代、取付工賃、廃タイヤ処分費、送料その他タイヤ本体以外の費用は、補助金の対象としない。

5 値引き、ポイントその他これらに類するものを利用した場合は、その額を対象タイヤの購入代金から控除するものとする。

6 国又は他の地方公共団体が交付する補助金、助成金その他これらに類するものを充当した経費は、補助金の対象としない。

（交付決定）

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内で順次交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。なお、補助金の交付の決定及び交付金額の通知は、申請者が指定する口座への補助金の振込みをもって行うものとする。

2 市長は、予算の不足その他の事由により、申請金額から減額して交付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(支払い)

第6条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、決定の日の翌日から起算して30日以内に、申請者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(取消し)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 対象タイヤを転売し、又は補助金の交付目的に反して使用したとき。
- (4) 誓約・同意書の記載内容に違反したとき。
- (5) その他、この要綱に定める要件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を当該交付の決定を受けたものに通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

2 前項の規定により補助金の返還に要する費用は、事業者の負担とする。

(加算金及び延滞金)

第9条 市長は、前条第1項の規定により、補助金の返還を命ずるときの返還期限は、当該命令日から20日以内とし、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還金納付日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

2 市長は、補助金の返還を命じ、これが納期日までに納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付させるものとする。

3 前2項における加算金及び延滞金の端数計算等については、東大阪市延滞金徴収条例(昭和43年東大阪市条例第1号)第2条の規定の例による。

4 市長は、第1項及び第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を課さないことができる。

(補助金の経理)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(調査等)

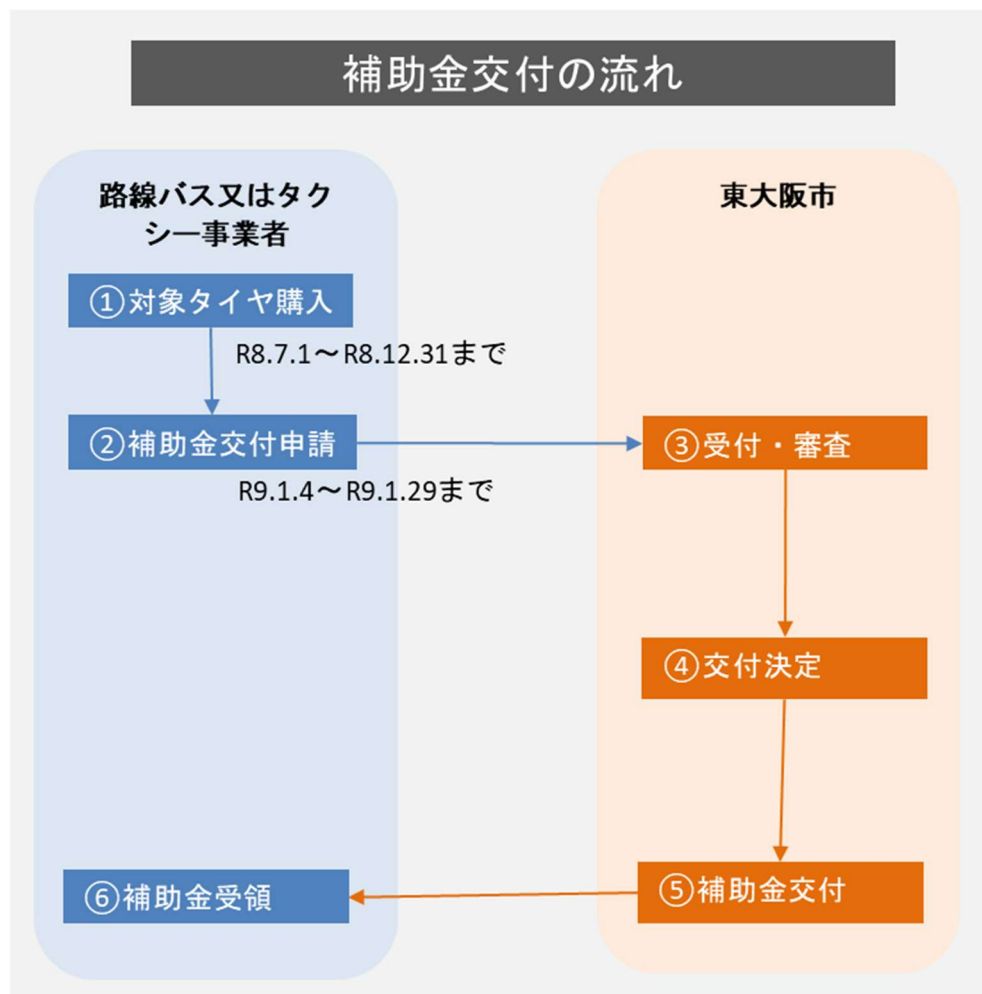
第 11 条 市長は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することができる。また、この場合において、申請者及び交付決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるものの他、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。



交付スケジュール

令和 8 年 7 月～ 要綱施行・制度周知開始

令和 8 年 7 月 1 日～12 月 31 日 対象タイヤの購入・納品・支払い

令和 9 年 1 月 4 日～1 月 2 9 日 オンライン申請を 1 回だけ受付

令和 9 年 1 月中 受付と並行して形式確認・不足書類の補正

令和 9 年 2 月以降 審査が完了した事業者から順次、交付決定・振込み

令和 9 年 3 月 31 日まで 全件の支払い完了